

令和 7 年度 第 5 回庁議要旨

日時：令和 7 年 6 月 5 日（木）

午前 9 時～午前 9 時 4 0 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻電気事業協同組合との災害時における電気設備等の応急対策に関する協定締結について（危機管理部）

東日本大震災時、市内公共施設において、地震や津波により電気設備、電気器具、配線等（以下「電気設備等」という。）の損壊や水没などにより大規模な停電が発生し、復旧に多くの時間を要した。

電気は重要なライフラインであり、地震その他の災害が発生し、電気設備等が被災した場合、迅速な被害状況の把握や応急復旧対策が望まれている。

先般、石巻電気事業協同組合（49社）より災害時における電気設備等の応急対策に関する協定を締結したいとの申出があり、協定内容等に関して協議を進めてきた。

協議が調ったことから、災害時における公共施設の早期機能回復を図るため、協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 協定内容

- ① 災害発生時における公共施設の電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
- ② 電気設備等の応急措置及び応急復旧工事

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（1 年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和 7 年 6 月 3 0 日 協定締結式（時間：午前 1 1 時から 場所：防災センター 2 階多目的ホール）

2 令和 7 年国勢調査石巻市実施本部の設置について（復興企画部）

令和 7 年 1 0 月 1 日現在で実施される国勢調査は、大正 9 年の第 1 回調査開始以来、5 年ごとに実施されており、今回で 2 2 回目となる。

また、国勢調査の調査結果は、本市の重要課題でもある人口減少や少子高齢化対策の取組に不可欠な、最新の人口推計や将来人口推計の基礎となるなど、貴重なデータを確保できる重要な調査となるものである。

本市では、1, 2 6 4 の調査区において、約 6 万 2 千世帯、約 1 3 万 2 千人が対象となり、指導員 1 2 7 名、調査員 8 0 6 名が調査に従事する予定である。

国勢調査を円滑かつ効果的に実施するため、令和 7 年国勢調査石巻市実施本部を設置する。

(1) 主な内容

国勢調査に関する重要事項の審議及び連絡調整を行うため、以下の職員で組織する実施本部を設置

する。

なお、本部会議は調査部次長、班長及び班員を除く職員をもって構成する。

ア 本部長： 副市長（第2副市長）

イ 副本部長： 復興企画部長

ウ 副本部次長： 復興企画部次長

エ 参 与： 総合支所長、総務部秘書広報課長、総務課長、人事課長、管財課長、
復興企画部DX推進課長、市民生活部地域協働課長、市民課長、
建設部住宅課長

オ 事務局長： 政策企画課長

カ 事務局次長： 政策企画課統計担当課長補佐

キ 調査部長： 政策企画課長及び総合支所地域振興課長

ク 調査部次長： 政策企画課統計担当課長補佐及び総合支所地域振興課統計担当課長補佐

ケ 班長及び班員： 政策企画課統計担当職員及び総合支所地域振興課統計担当職員

(2) 今後の予定

令和7年 6月 ・ 令和7年国勢調査石巻市実施本部設置要領の制定

（施行予定年月日：令和7年6月5日）

・ 令和7年国勢調査石巻市実施本部第1回本部会議の開催

（以降2回程度開催予定）

9月 調査票の配布（調査期日：10月1日）

10月 調査票の回収

令和8年 2月 調査票の提出

3 石巻市スポーツ推進計画の改訂について（市民生活部）

【後日公表】

[報告事項]

1 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（保健福祉部）

本市では、東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や、住居等に損害を受けた世帯に対し、生活を立て直すための災害援護資金の貸付を平成23年5月から行っている。

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が7度行われ、令和7年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行され、更に1年間延長された。

政令に合わせ、本市においても災害援護資金の申請期限を延長したもの。

(1) 主な内容

【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「令和7年3月31日」から「令和8年3月31日」とし、1年間延長したもの。

(2) 今後の予定

令和7年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

2 石巻市地域子育て支援拠点事業施設整備補助金事業の実施について（保健福祉部）

本市では、児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業について、本市が実施主体として、または本市が認めた民間事業者に委託して実施しているところである。

また、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準じて、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的に、地域子育て支援拠点事業の施設整備を行う民間事業者に対し、「石巻市地域子育て支援拠点事業施設整備補助金」を交付している。

今般、私立保育園を運営している民間事業者より、園舎の建替えと併せ、隣接する地域子育て支援拠点事業所を併設する申出があった。

令和7年度において、本市が委託する地域子育て支援拠点事業を実施するための施設整備を行う民間事業者に対し、国の補助金交付要綱に準じた「石巻市地域子育て支援拠点事業施設整備補助金」を交付するもの。

(1) 主な内容

国の「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準ずるものに「石巻市地域子育て支援拠点事業施設整備補助金交付要綱」の規定を見直したうえで、本市が委託する地域子育て支援拠点事業を実施するための施設整備を行う民間事業者に対し、補助金を交付するもの。

見直しの内容は次のとおり。

補助対象 経費及び 補助基準 額	改 正			現 行		
	経費等	補助対象 経費	補助限度額	経費	補助対象 経費	補助限度額
	本体工事費	工事費又は工事請負費等	1施設当たり 14,196千円	整備費	施設整備費、備品購入費	1か所当たり 年額 4,000千円
	開設準備経費	改修費等	1か所当たり 年額 4,000千円	賃借料	賃借料及び礼金（開設前月分）	1か所当たり 年額 600千円

【参考：当該事業に係る改正後の国庫補助金等内訳】

経費等	交付金	補助対象 経費	補助限度額	財源内訳			
				国	県	市	設置主体 自己負担
本体工 事費	次世代育 成支援対 策施設整 備交付金	38,658 千円	14,196 千円 ※国：補助対象経費の 1/2 と補助限度額 11,357 千円のうち少 ない方の金額を補助 市：国の 1/4	11,357 千円	—	2,839 千円	24,462 千円
開設準 備経費	子ども・ 子育て支 援交付金	4,000 千円	4,000 千円 ※国：1/3、県：1/3、 市：1/3	1,333 千円	1,333 千円	1,334 千円	—

(2) 今後の予定

令和 7 年 6 月 市議会第 2 回定例会に関係補正予算案について提案

7 月 石巻市地域子育て支援拠点事業施設整備補助金交付要綱の一部改正

(令和 7 年 4 月 1 日遡及適用)

3 石巻市創業者持続化事業費補助金の創設について（産業部）

本市では、平成 26 年度に国から「創業支援等事業計画」の認定を受けて、市内の経済団体や金融機関などとの連携を図りながら、創業希望者に対して窓口相談・創業開成塾を含む創業支援セミナーなどのソフト面での支援を行うとともに、本市独自で「石巻市創業支援補助金」を交付することで、事業者のスタートアップを力強く支援してきたところである。

令和元年度から令和 5 年度に本補助金に採択された者の経営状況を調査すると、集客対応の苦戦・物価高騰・顧客の消費意欲低減などの理由によって、目標の売上高・営業利益を達成している事業者は 2 割程度に留まることが判明している。

そのような事業者は運転資金が乏しく、大きな事業改革ができずに販路拡大や認知度向上に苦戦し、売り上げに伸び悩んでいる事業者もいることから、休業廃業となる潜在的なリスクが危惧される。

地域経済の活性化を推進し、事業者の経営状況をステップアップさせるため、石巻市創業者持続化事業費補助金を創設するもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象事業

小規模事業者が抱える課題解決策として IT 導入、省力化・省人化及び販路の開拓・拡大に取り組む事業

イ 補助対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

① 補助金の交付申請時において、個人開業又は会社、企業組合、協業組合若しくは特定非営利活

動法人の設立を行った日から3年を経過している者。

- ② おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者。
- ① 補助金の交付申請時において、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた者であること。
- ② 個人の場合は、市内に住所を有し、市内で事業を興した者であること。
- ③ 法人等の場合は、市内に本店又は主たる事務所を置き、市内で事業を興した者であること。
- ④ 市税及び国民健康保険税を完納している者であること。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力であり、又は反社会的勢力との関係を有している者ではないこと。

ウ 補助対象経費

区分	補助対象経費
I T導入に係る事業	専門家謝金、専門家旅費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、調査等旅費、
省力化・省人化に係る事業	広報費、外注費、システム設計・運用費、委託費
販路の開拓・拡大に係る事業	

エ 補助金額

補助対象事業費の1/2以内の額とし、1事業者当たりの上限額は100万円とする（補助金の交付は、1事業者につき1回限り）。

(2) 今後の予定

- 令和7年6月 ・市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案
- ・石巻市創業者持続化事業費補助金交付要綱制定
(施行予定年月日：令和7年7月1日)
- ・市ホームページ等による周知、創業支援事業者連携会議における周知
- 7月 公募開始、申請受付

4 令和5年に発生した海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対する水産業災害対策資金の適用の変更について（産業部）

本市では、令和5年の海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害及び令和6年1月から3月にかけて発生した暴風・波浪被害に対する水産業災害対策資金について、被災漁業者から融資機関への借入の申込期間を令和6年12月27日まで、貸付期間を令和7年2月17日までとし、その償還に係る利子補給補助金を県と負担し、融資機関へ交付してきたところである。

海水温の上昇が令和6年も発生した中、水産業災害対策資金について未申請の漁業者がいるため、令和7年5月、宮城県より、水産業災害対策資金の適用の延長等に関する通知がなされた。

被災漁業者の災害復旧促進及び経営の安定に資するため、令和5年に発生した海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対する水産業災害対策資金の適用を変更するもの。

(1) 主な内容

【水産業災害対策資金の適用の変更】

	変更後	変更前
貸付対象者	被災漁業者で <u>水産物損失額が平年漁業総収入の2割以上であり、居住する市長の被害認定を受けた者</u> <u>※カキ養殖業及びホヤ養殖業(ホヤ種のみ)の事業者を含む</u> を営む者に限る。	被災漁業者で次のいずれかに該当し、居住する市長の被害認定を受けた者 ・ <u>水産物損失額が平年漁業総収入の2割以上</u> ・ <u>漁船、漁具、養殖施設の損失額が当該施設の被害時価額の50%以上</u>
資金使途	・当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等	・ <u>被害施設の復旧費</u> ・当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等
貸付限度額	水産物被害額の8割又は10,000千円のいずれか低い額 <u>※令和6年度に限度額に満たなかった者はその差額を貸付可能</u>	<u>施設・水産物被害額の8割又は10,000千円のいずれか低い額</u>
借入申込期間	令和6年7月1日から <u>令和7年12月26日まで</u>	令和6年7月1日から <u>令和6年12月27日まで</u>
貸付期間	<u>令和8年2月20日まで</u>	<u>令和7年2月17日まで</u>
基準金利	<u>3.15%</u>	<u>2.35%</u>
利子補給率	<u>2.2%</u> (県 <u>1.1%</u> 、市 <u>1.1%</u>) ※残る <u>0.95%</u> について、宮城県漁業協同組合では、東日本信用漁業協同組合連合会と協力して負担するよう調整中。	<u>1.65%</u> (県 <u>0.825%</u> 、市 <u>0.825%</u>) ※残る <u>0.70%</u> について、宮城県漁業協同組合では、東日本信用漁業協同組合連合会と協力して負担するよう調整中。
利子補給見込額	<u>29,739千円</u> ※令和7年9月1日に275,000千円融資し、7年償還とした場合	<u>14,579千円</u> ※令和6年9月1日に333,800千円融資し、7年償還とした場合

(2) 今後の予定

令和7年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

7月～ 適用の変更に係る借入申込開始

5 石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業の実施について（建設部）

アスベストは不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れていることから、広く利活用され、その大半が建築物に使用されてきたが、アスベストを吸入することにより中皮腫や石綿関連肺がんなどの健康障害を生じる恐れが明らかになり、平成18年2月に改正された建築基準法により建築物へのアスベストの使用が禁止された。

また、令和2年6月に公布された「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、建築物所有者が、建築物の除却等を行う際のアスベストの有無及び含有量を事前分析調査することや実施する事前分析調査は有資格者が行うこと等が義務化された。

本市においては、令和5年に建築物の調査や除却に伴う建築物所有者の費用負担軽減のための補助制

度創設について要望書が提出され、要望書の提出を受け、国の通知に基づき作成した優先的に実態把握すべき建築物のリストである「アスベスト調査台帳」に掲載された建築物の所有者等へのアンケートを実施し、アスベスト使用に係る実態調査を行ってきた。

アスベスト使用に係る実態調査を踏まえ、アスベストを含有している恐れがある建築物の所有者が実施する事前分析調査や除却等の事業に要する費用を補助する石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業を実施するもの。

(1) 主な内容

建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除却等の事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

ア 対象建築物

本市の区域内の建築物で、昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、「アスベスト調査台帳」に掲載された不特定多数の者が利用する物販店舗、集会場等の施設で建築物全体の延べ面積300㎡以上の非木造建築物

イ 補助内容

	分析調査事業	除却等事業
補助対象となる事業等	吹付建材のうち、アスベストを含有している恐れがある対象建築物に係るアスベスト含有の有無についての定性分析調査及び含有量についての定量分析調査	① 対象建築物に吹き付けられたアスベストの除却、封じ込め若しくは囲い込み ② アスベストが施工されている対象建築物の除却
補助対象経費	分析調査事業に要する経費	アスベストの除却等に要する費用相当分
補助金額	対象経費の10分の10（上限250,000円）	対象経費の3分の2以内（上限1,200,000円）
交付対象者	補助対象建築物の所有者等であって、該当建築物及び同一敷地内にある他の建築物について、同様の補助金の交付を受けたことがないもの	

(2) 今後の予定

- 令和7年6月
- ・石巻市議会第2回定例会に係る補正予算案について提案
 - ・石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業補助金交付要綱の制定（令和7年7月1日施行）

6 第2次石巻市文化芸術基本方針の策定について（教育委員会）

本市では、文化芸術の振興を総合的に推進していくため、平成20年4月に「心豊かな生活を送り、ここに暮らすことを誇りに思うまち、いしのまき」を基本理念とした「石巻市文化芸術振興基本方針」を策定した。

本方針に基づき様々な事業を展開しているが、策定から17年が経過し、この間、東日本大震災や、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、本市の文化芸術活動の拠点として「マルホンまきあーとテラス」の供用を開始するなど、本市の文化芸術を取り巻く環境が大きく変化したため、方針の検討を行う必要がある。

「第2次石巻市文化芸術基本方針」を策定し、文化芸術の振興を推進するもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念

文化芸術を通して誰もが心豊かに暮らし ここで暮らすことに誇りを持てるまち いしのまき

イ 期間

令和7年度から令和16年度（10年間）

ウ 基本目標と施策の展開

- ① 文化芸術に親しむことのできる環境づくりの推進
- ② 自主的で創造的な文化芸術活動の促進
- ③ 文化芸術を活用したシビックプライドの醸成

エ 推進体制

- ・庁内関係各課との情報共有、市民の意向等の活用により文化芸術振興施策を着実に推進するとともに、関係機関と連携・協働を図る。
- ・「(仮称) 第3次石巻市生涯学習推進計画」において指標を設定したうえで施策を位置付け、その達成状況の確認と検証を行うことで進捗管理を行う。
- ・「石巻市総合計画実施計画」及び「石巻市教育振興基本計画」の方針に基づき、実施する事業を位置付けて推進していく。

※詳細は別添のとおり

(2) 今後の予定

令和7年6～7月 パブリックコメントの実施

7月 第2次石巻市文化芸術基本方針策定

令和7年度中 (仮称) 第3次石巻市生涯学習推進計画策定

7 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙運動用のポスター及びビラの公費負担額並びに選挙長等の報酬等の額の改定について（選挙管理委員会事務局）

公職選挙法において、お金のかからない選挙と候補者間の選挙運動の機会均等を図るための国政選挙における選挙運動用のポスターやビラ等の費用の公費負担（選挙公営）が規定されている。

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に係る公費負担については、同法に準じて、条例で定めるところと規定されており、さらに、公費負担の額や選挙長等の報酬に係る基準額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において規定されている。

国は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定するため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正し、令和7年6月4日に公布・施行した。

法律の改正に伴い、石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙運動用のポスター及びビラの公費負担額並びに選挙長等の報酬等の額を見直すもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担額の改定

【改定内容】

種別	改定単価額	現行単価額
選挙運動用ポスター作成（印刷費）	<u>586円88銭</u>	<u>541円31銭</u>
選挙運動用ポスター作成（企画費）	316,250円	316,250円

イ 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担額の改定

【改定内容】

種別	改定単価額	現行単価額
選挙運動用ビラ作成	<u>8円38銭</u>	<u>7円73銭</u>

ウ 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬の改定

【改定内容】

種別	改定報酬額	現行報酬額
選挙長	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>14,500円</u>	勤務1回につき <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>12,800円</u>	勤務1回につき <u>11,300円</u>
開票管理者	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>12,400円</u>	勤務1回につき <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>10,900円</u>	勤務1回につき <u>9,600円</u>
選挙立会人、開票立会人	勤務1回につき <u>10,100円</u>	勤務1回につき <u>8,900円</u>
外部立会人	勤務1日につき <u>12,400円</u>	勤務1日につき <u>10,900円</u>

(2) 今後の予定

令和7年6月 ・石巻市議会第2回定例会に条例の一部改正について提案

- ・石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例、石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（令和7年6月4日遡及適用）

7月 参議院議員通常選挙から適用

【その他】

- ・新市施行20周年記念式典について（総務部）

以上